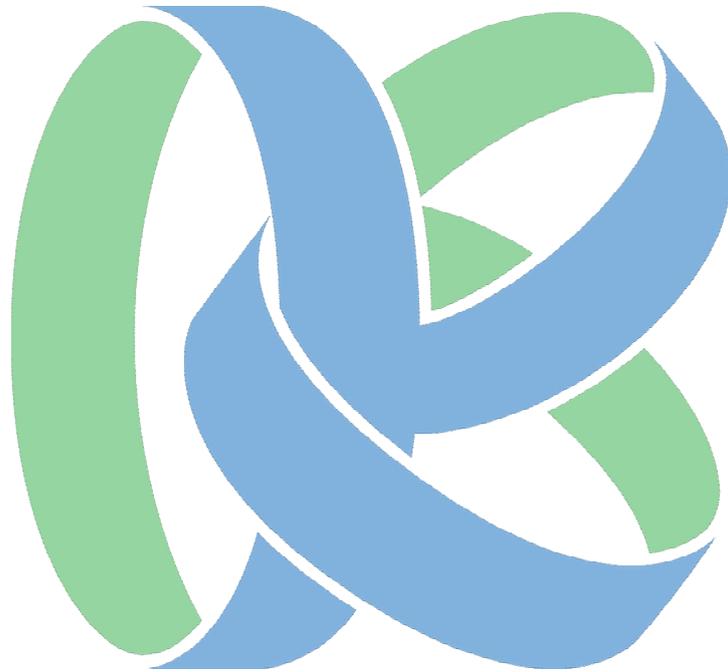


**令和4年度
笠間市教育委員会外部評価委員会
資料（令和3年度実施事業分）**



笠間市教育委員会

はじめに

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年4月1日施行）により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たさなければならないとされました。

笠間市教育委員会でも、事務事業の点検及び評価を行い、教育行政サービスの質の向上と市民への説明責任を果たすべく、平成22年度から、「笠間市教育委員会外部評価システム」を導入し、前年度の事業について評価を行っています。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第1章 | 笠間市の教育における基本的な考え方 | 4 |
| | (1) 教育目標について | |
| | (2) 笠間市教育振興基本計画について 《進行管理の実施と方法》 | |
| 第2章 | 笠間市教育委員会外部評価について | 8 |
| 第3章 | 評価の方法について | 9 |
| | (1) 内部評価の視点 | |
| | (2) 外部評価の視点 | |
| | (3) 教育委員会外部評価の流れ | |
| 第4章 | 教育委員会の活動状況 | 11 |
| 第5章 | 外部評価対象事業資料 | |
| | (図書館) | |
| | 図書館サービス事業 | 19 |
| | (公民館) | |
| | 公民館講座運営事業(岩間) | 22 |
| | (生涯学習課) | |
| | 人権教育事業 | 24 |
| | (生涯学習課 文化振興室) | |
| | 日本遺産推進事業 | 26 |
| | (生涯学習課 スポーツ振興室) | |
| | 東京2020ホストタウン推進事業 | 28 |
| | (学務課) | |
| | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 30 |
| | 運動部活動指導員配置事業 | 32 |
| | (学務課 おいしい給食推進室) | |
| | 調理事業 | 34 |
| 第6章 | 参考資料 | |
| | (1) 笠間市教育委員会外部評価委員会設置要綱 | 38 |
| | (2) 笠間市教育委員会組織機構図 | 39 |

(1) 教育目標について

知性を高め ひとりひとりのもちまえを伸ばす

「知性を高め」とは

学校教育を含め、生涯にわたって学びの力を培うという観点から、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けていくことをいう。

「もちまえを伸ばす」とは

その人がもっているよさ（個性）を大切にするとともにそれが発揮できるようにすることをいう。

自然や文化を大切にし 郷土を愛する心をつちかう

「自然や文化を大切に」とは

（市民憲章にあるまちづくりのねがいとも重なる）生まれ育った郷土である笠間の自然や歴史と共にはぐくまれた文化を大切にし、未来に受け継いでいくことをいう。

「郷土を愛する心をつちかう」とは

笠間の自然や文化を大切にし、ふるさと笠間を愛する心をつちかい、郷土の発展に努めることをいう。

豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う

「豊かな感性をはぐくみ」とは

自らを律しつつ、社会の一員としての責任感や規範意識を持ち、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性(人間性)をはぐくむことをいう。

「健やかな身体を養う」とは

たくましく生きるための健康や体力をいう。

(2) 笠間市教育振興基本計画について

笠間市では、平成27年4月に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育委員会制度の見直しや地方公共団体における大綱策定が義務付けられたことを受け、平成28年5月、本市の教育の指針となる「笠間市教育施策大綱」を策定し、令和3年3月に「第2次笠間市教育施策大綱」の改定を行いました。

「笠間市教育振興基本計画（以下基本計画）」は、平成29年度を初年度とする「第2次笠間市総合計画」の策定に合わせ、「笠間市教育施策大綱」で示した教育施策の基本的な方向性と施策の方針に対応する具体的な取組を明らかにするとともに、今後取り組むべき教育行政施策を総合的・計画的に推進するため、平成29年2月、新たに策定しました。本計画は、平成29年度から令和3年度までの5か年計画とし、3つの教育目標の実現に向けて、以下「3つの人づくり」を施策の基本方向とし、それぞれに沿ったさまざまな施策・事業を推進してまいりました。

また、本計画の計画期間の満了及び「第2次笠間市教育施策大綱」の改定に伴い、令和4年3月に基本計画の改定を行いました。本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年です。

「役に立つ」人づくり

笠間市の未来を担う子どもたち一人ひとりが輝き、将来社会の一員としてたくましく生きていくためには、幼少期から知性を高め、もちまえを伸ばし、人のために、社会のために役に立つ人になることが大切です。そのための学校教育、学び続けるための生涯学習の充実を図ります。

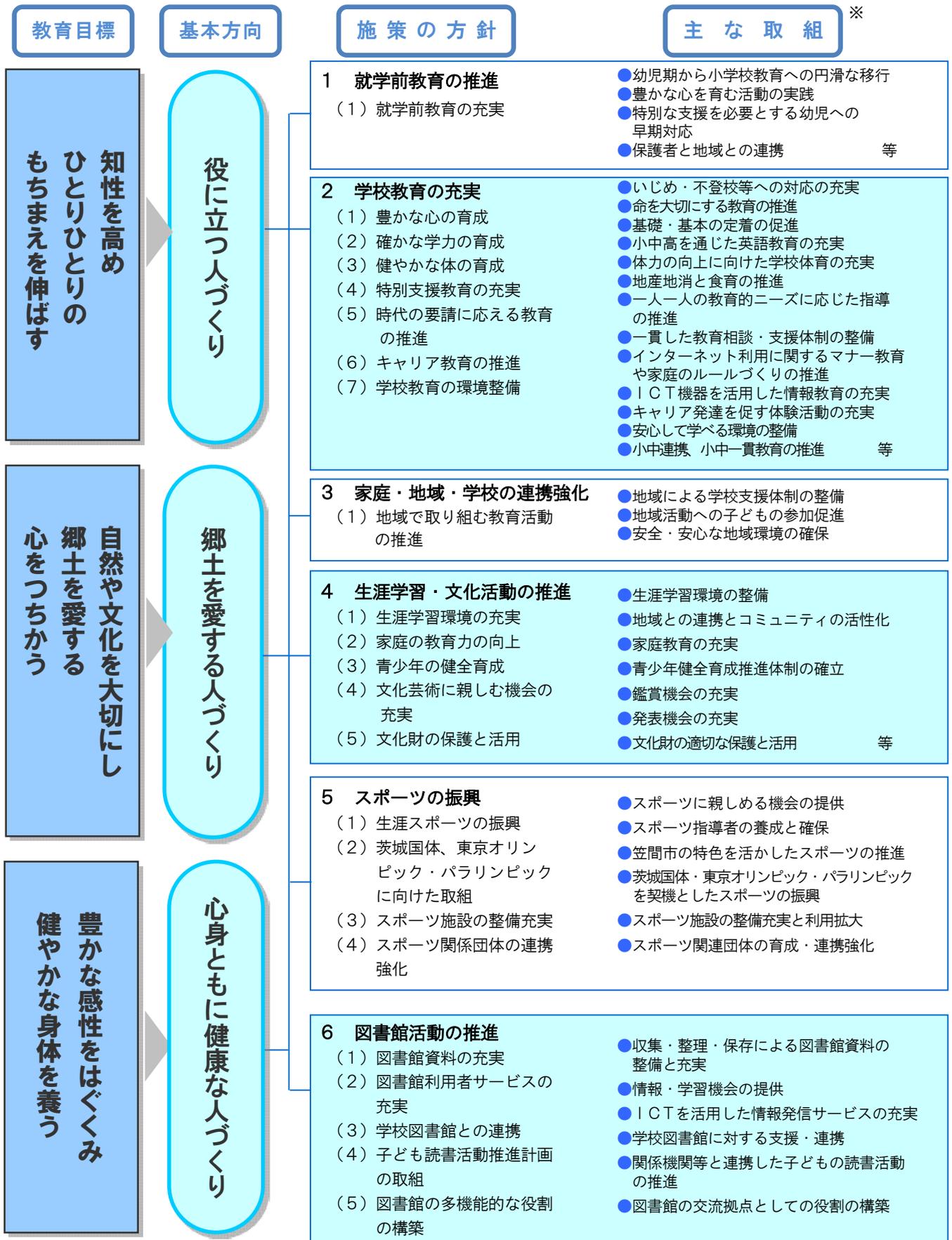
「郷土を愛する」人づくり

地方創生を実現するのは郷土を愛する人々の力であり、我がふるさと笠間の豊かな自然、歴史、文化、先人、産業などを学ぶことが未来を拓いていきます。子どもたちが地域に根付き、地域を担う大人へと成長するためには、笠間市が大好きである、大好きな笠間市のために貢献したい、という志を高めることが必要です。そのために、生涯を通じた郷土教育、市民教育や文化活動を推進します。

「心身ともに健康な」人づくり

笠間市は「健康都市かさま」を宣言しています。その宣言に基づき、市民が心身ともに健康になれるよう取り組んでいきます。そのために、道徳教育、健康教育を充実します。また、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ、体力を増強できるように、スポーツの推進を図ります。

施策の体系（計画期間：平成29年度から令和3年度）



※ 「施策の方針」ごとに設定している「主な取組」については、新規・拡充事業がある取組を優先に抜粋しており、さらに数値目標については、毎年、または定期的に観測が可能なものを設定しております。

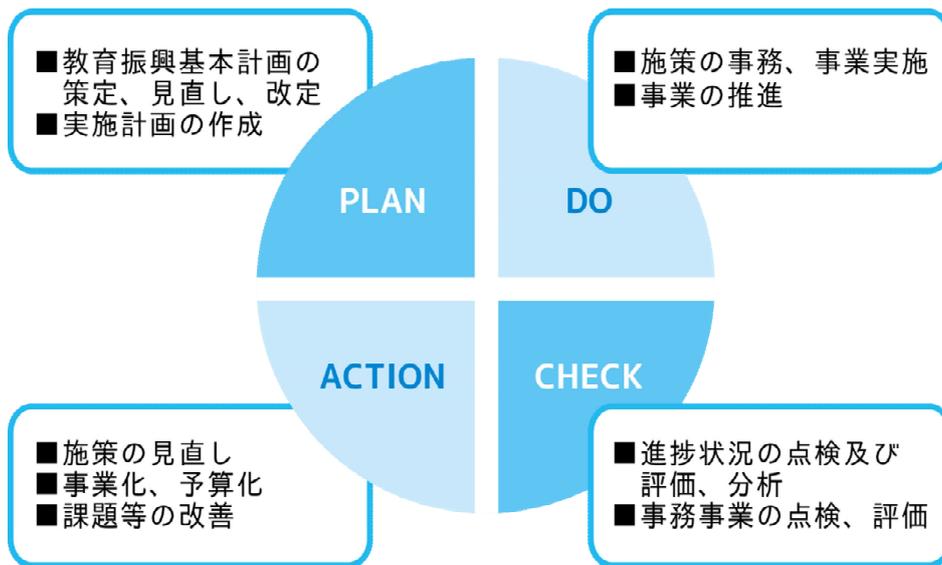
《進行管理の実施と方法》

基本計画に基づく教育を効果的に推進するため、毎年度、進行管理として各事業・施策の点検評価を行います。

基本計画の進行管理は、教育委員会の事業を対象とするとともに、事業内容や指標の進捗状況について、有識者等から評価をいただき、課題等の改善や見直しを行います。これらは、外部評価委員会の評価方法や対象とおおよそ合致するため、外部評価委員会から得た検証と改善に対する助言等を基本計画の評価とし、事業の改善等に結びます。

特に、具体的な指標に対する数値目標が基本計画に挙げられている事業については、笠間市外部評価委委員会事務事業概要説明資料に、新たに数値目標の進捗を確認するための項目「4 教育振興基本計画における指標」を設け、各評価対象事業の成果等指標に、基本計画に記載されている数値目標が含まれているかどうかを記載しております。基本計画に記載されている数値目標を含む場合については、基準値及び実績、次年度の目標値を記載しています。設定された指標が適切かどうか、計画終了年度の目標値に対して実績値や見込値は適切かなどの評価をいただき、次期計画策定時の参考とするほか、必要に応じて指標や目標値等の見直しを行います。

◆笠間市教育振興基本計画の進行管理に係るPDCAサイクル



◆笠間市外部評価委委員会事務事業概要説明資料（記載例）

対象となる事業が数値目標を含むかどうか

4 教育振興基本計画における指標 [数値目標: 有・無]

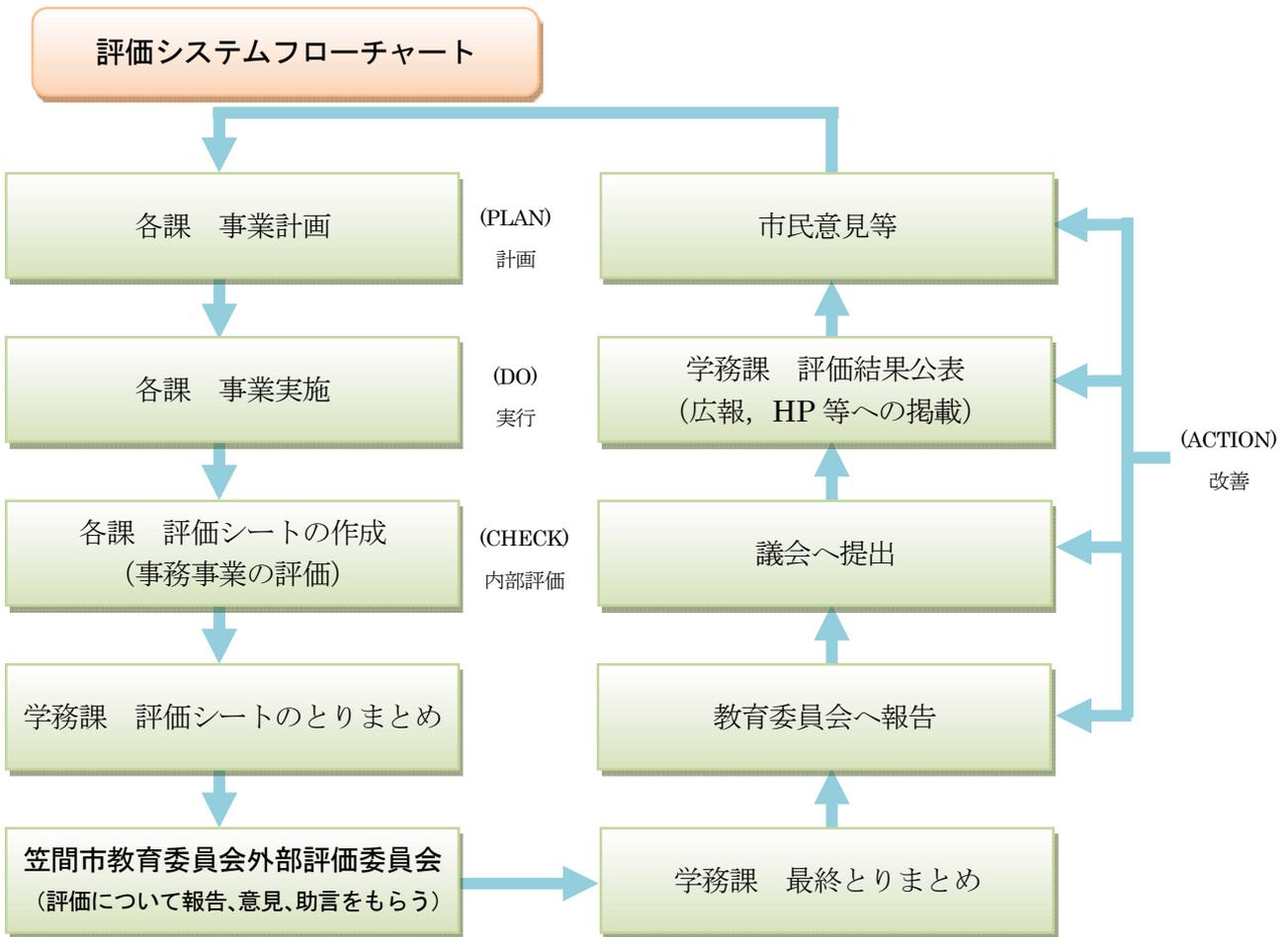
| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|----------|----------|-------------------|
| 英検5級以上の英語力を有する児童の割合(小6) | 15.3% | 18.0% | 16.6% | 26.1% | 30.0% | 令和元年度から、対象児童生徒を拡充 |
| 英検3級以上の英語力を有する生徒の割合(中3) | 21.1% | 30.5% | 29.8% | 36.4% | 50.0% | 令和元年度から、対象児童生徒を拡充 |
| | | | | | | |

基本計画に記載されている数値目標

数値目標に関する具体的な取組

第2章 笠間市教育委員会外部評価について

教育委員会が笠間市総合計画に沿って実施した各事務事業等について、所管課が評価シートを作成し、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、市民や学識経験者で構成された「笠間市教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と改善に対する助言等をいただき、事務事業の改善につなげ市民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



(1) 点検・評価のための視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点を持って進めます。

① 市民等の視点

市民やサービスの受け手などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直します。

② コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検します。

③ 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人ひとりが組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進めます。

(2) 点検・評価シートの作成

事業・事務の成果を分析・検証するため点検・評価シートを作成し内部評価を実施します。点検・評価の対象となる施策・事業は、教育委員会所管の事務の中から選択します。

(3) 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主管課長が作成した点検・評価シートに基づき、学識経験者等と各課とのヒアリングを実施し、内部評価に対して客観的な意見や助言をいただきます。

(4) 点検・評価の報告書作成

内部評価及び外部評価をまとめた点検・評価シートを報告書案として教育委員会の会議に付議し、議会へ提出する報告書を作成します。

第3章 評価の方法について

(1) 内部評価の視点

事業の成果を測定するとともに課題を把握することにより、事務事業を改善するため、以下の3つの評価項目について評価を行う。

① 一次評価

| 評価項目 | 項目の説明 |
|----------|---|
| 1 必要性 | ①行政関与の必要性 《目的達成に向けて、行政の範囲は行政の役割から見て適切か？また市民の意向や社会の要請から見て適切か？》 ②基本計画との整合性、対象と意図の妥当性 《目的（対象と意図）は基本計画と結びついているか？実態（社会環境の変化）に合っているか？》 |
| 2 有効性 | ③成果の向上余地 《成果は、昨年度と比べてどうであったか？工夫をすることで今後、更なる成果向上ができるか？》 ④成果の波及効果 《全市民、または多くの市民や他の施策への波及効果があるか？》 |
| 3 効率性 | ⑤事業費の削減余地 《活動量を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の見直し、市民の協力など）》 ⑥人件費の削減余地 《活動量を下げずに人件費を削減できないか？（業務プロセスの見直し、個々の業務の効率化等、業務委託や臨時職員雇用等）》 |

② 総合評価

一次の評価項目に関連するコメント、課題・問題点などについて総合的な評価をします。

(2) 外部評価の視点

①評価の客観性、信頼性の確保を図るため、内部評価の客観性を検証します。

- ・指標の設定は適切か
- ・現状の把握や課題の認識がされているか
- ・分析を踏まえ、論理的な方向性が選択されているか

②職員の意識改革・事務事業の改善につなげるため、課題解決への取組みを検証します。

- ・事務事業が課題解決の手段として妥当か
- ・事務事業の実施方法は妥当か
- ・事務事業の効果、効率性は適切か

③基本計画に記載されている数値目標を含む事業について、指標を評価します。

- ・指標の設定は適切か
- ・目標値、見込値の設定は適切か

(3) 教育委員会外部評価の流れ

| | |
|--|--|
| | <p>説明者：事務事業所管課長、施設長 内 容：事務事業概要説明資料を基に、事業の要点や補足説明を行う（委員は、事前に資料に目を通してしているので補足説明を中心に） ◇事業の趣旨・目的，事業内容（目標，期限等を含む），進捗，成果，課題など。</p> |
| | <p>質 問：委員 ⇒ 説明者、一問一答形式 内 容：委員から説明者に対して、評価の判断材料としての質問 議 論：委員同士で議論 ◆客観性の検証（内部評価の精度向上） 目的の是非、設定指標の適否、現状把握及び課題の認識、分析を踏まえた論理的な方向性の選択の是非 ◆課題解決への取組 課題解決の手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。</p> |
| | <p>各委員が、各自「評価シート」に評価とコメントを記入（上記議論中の記入も可） ◇「現行どおり継続」、「改善し、継続」、「休止」、「廃止」から選択 ◇理由や改善点の詳細などコメントを記入</p> |

笠間市教育委員会外部評価委員会委員(敬称略)

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|-------------------------|
| 石 井 純 一 | 茨城大学 全学教職センター 特任教授 |
| 松 橋 義 樹 | 常磐大学 人間科学部教育学科 助教 |
| 川 又 義 祐 | 元笠間市校長会長 |
| 谷田部 有 沙 | 笠間市PTA連絡協議会長 |
| 郷 奈佑美 | 株式会社茨城県民球団 旧笠間東中学校利活用担当 |

第4章 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員の選任状況（令和3年6月24日現在）

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|----------|-------|--------------------------|
| 教育長 | 小沼公道 | 委員任期 R 3.4. 1 ~ R 6.6.23 |
| 教育長職務代理者 | 戸田浩二 | 委員任期 H29.6.24 ~ R 7.6.23 |
| 委員 | 鳥羽田 信 | 委員任期 H30.6.24 ~ R 4.6.23 |
| 委員 | 吉崎 静夫 | 委員任期 R 1.6.24 ~ R 5.6.23 |
| 委員 | 菊池 由美 | 委員任期 R 3.6.24 ~ R 6.6.23 |

(2) 教育委員会会議の開催状況

令和3年度 教育委員会会議開催状況

| | 定例会 | 臨時会 | 教育委員会協議会等 |
|---------|-----|-----|-----------|
| 実施回数（回） | 12 | 2 | 12 |
| 議案件数（件） | 26 | 3 | — |
| 報告件数（件） | 12 | 2 | 26 |

令和3年 4月27日（火） 第4回教育委員会定例会

審議案件

議案第21号 笠間市教育委員会の委員の辞職の同意について

報告案件

報告第6号 市史研究員の委嘱について

報告第7号 笠間市資料館運営委員の委嘱について

令和3年 5月18日（火） 第5回教育委員会定例会

審議案件

議案第22号 笠間市立小中学校学区に関する規則の一部改正について

議案第23号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第24号 令和3年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

報告第8号 笠間市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

報告第9号 笠間市教育支援委員会調査員の解嘱及び委嘱について

報告第10号 笠間市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

報告第11号 笠間市図書館協議会委員及び笠間市子ども読書活動推進会議委員の解任及び任命について

令和3年 6月22日(火) 第6回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第25号 笠間市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について
- 議案第26号 笠間市立学校運営協議会委員の委嘱について

報告案件

- 報告第12号 叙位・叙勲の推薦について

令和3年 7月27日(火) 第7回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第27号 令和4年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書の採択について
- 議案第28号 茨城県知事選挙における職員の兼務(充当, 事務従事)の協議について

報告案件

- 報告第13号 笠間市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について

令和3年 8月17日(火) 第8回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第29号 令和3年第3回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件 なし

令和3年 9月28日(水) 第9回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第30号 笠間市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 議案第31号 笠間市いじめ調査委員会委員の委嘱について

報告案件 なし

令和3年10月26日(火) 第10回教育委員会定例会

審議案件 なし

報告案件

- 報告第14号 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における職員の兼務(充当, 事務従事)の協議について

令和3年11月16日(火) 第11回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第32号 令和3年度笠間市教育委員会外部評価報告書について

議案第 33 号 令和 3 年第 4 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

報告第 15 号 高齢者叙勲の推薦について

令和 3 年 12 月 20 日 (月) 第 12 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 34 号 笠間市総合公園市民球場有料広告掲載要綱の制定について

報告案件 なし

令和 4 年 1 月 25 日 (火) 第 1 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 1 号 笠間市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 2 号 笠間市学校給食センター運営委員会への諮問について

報告案件

報告第 1 号 笠間市いじめ問題対策連絡協議会委員の解職及び委嘱について

報告第 2 号 令和 4 年第 1 回笠間市議会定例会提出議案について

令和 4 年 2 月 16 日 (水) 第 2 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 3 号 令和 4 年第 1 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件 なし

令和 4 年 3 月 15 日 (火) 第 1 回教育委員会臨時会

審議案件

議案第 4 号 第 2 期笠間市教育振興基本計画について

議案第 5 号 校長の人事内申について

報告案件

報告第 1 号 笠間市いじめ問題対策連絡協議会委員の解職及び委嘱について

報告第 2 号 令和 4 年第 1 回笠間市議会定例会提出議案について

令和 4 年 3 月 18 日 (金) 第 2 回教育委員会臨時会

審議案件

議案第 6 号 令和 4 年度笠間市教育委員会事務局職員の人事異動について

報告案件 なし

令和 4 年 3 月 22 日 (火) 第 3 回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第 7 号 笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について
 議案第 8 号 笠間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 議案第 9 号 笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 議案第 10 号 笠間市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
 議案第 11 号 笠間市教育委員会事務局処務規程の一部改正について
 議案第 12 号 笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱の廃止について
 議案第 13 号 笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について
 議案第 14 号 第三次笠間市子ども読書活動推進計画の策定について
 議案第 15 号 笠間市立学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

(3) 教育委員会会議以外の活動（各種会議・研修会・学校訪問等）

| | |
|------------|---|
| 令和 3 年 4 月 | 教職員辞令交付式 校長研修会 新任管理職研修会 USA スケートボードチーム事前キャンプ事前合意書締結式 茨城県市町村教育長協議会総会 働き方改革推進本部 教育委員会施設長会議 笠間市スポーツ推進委員協議会総会 職員資格検定委員会 笠間市スポーツ協会四役会 第 1 回笠間市働き方改革推進委員会 フランススケードボード選手団基本合意締結式 第 1 回 地区公民館長・主事会議 学校訪問 英語事業説明会 |
| 5 月 | 学校経営研修会開講式 教育委員会 3 課会議 笠間市資料館運営委員会 管内市町村教育委員会教育長等会議 校長研修会 家庭教育学級担当者説明会 第 7 回市長杯スナッグゴルフ大会開会式 所課長訪問 笠間市スポーツ少年団第 1 回常任理事会 読み書き障害指導者研修会 第 1 回いじめ防止対策委員会兼不登校対策会議 偉人漫画制作委員会 第 1 回市町村教育委員会教育長会議（オンライン） 笠間市社会教育委員会並びに公民館運営審議会 笠間市青少年相談員会全体会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 |
| 6 月 | 保幼小連絡協議会 |

| | |
|----|---|
| | <p>学校事務共同実施協議会 管理訪問 第1回教科用図書選定協議会 ICT活用教育研究会 第17回スナッグゴルフ対抗戦茨城県予選 校長研修会 学校支援ボランティア研修会 教育支援委員会専門委員会 所課長訪問 笠間市中学校総合体育大会 台湾バナナ贈呈式 笠間市国際交流協会総会 交流給食 教育支援委員会 算数・数学教育推進研修会 第20回全国こども陶芸展 in かさま審査会 第一回学校警察連絡協議会 かさま陶芸の里ハーフマラソン大会第一回実行委員会</p> |
| 7月 | <p>校長研修会 第2回教科用図書選定協議会 管理訪問 笠間陶芸大賞展実行委員会 第1回茨城県文化審議会 笠間義士会総会 総合計画策定委員会 笠間市教育振興基本計画策定委員会 連携協議会 笠間史談会総会・研究発表会 タイケン学園協定締結式 フランスチーム激励会 第20回全国こども陶芸展 in かさま表彰式 市町村教育長協議会夏期研修会 柴原前県教育長講演会</p> |
| 8月 | <p>新型コロナウイルス感染症対策本部会議 戦没者追悼式 行政改革推進本部会議 教員採用試験二次試験対策研修会 校長研修会</p> |
| 9月 | <p>オンライン学習視察 管理訪問 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ICT活用教育研究会（オンライン） 道の駅かさま グランドオープン式典 総合計画策定委員会 管内教育委員会教育長等協議会（オンライン）</p> |

| | |
|--------|---|
| | 所課長訪問 校長研修会 筑波海軍航空隊慰霊祭 |
| 10月 | 「私の好きな笠間」図画コンクール審査 外部評価委員会 行政改革推進本部会議 第2回教育支援委員会 管内教育委員会教育長等協議会 算数・数学教育推進研修会 人事異動方針に関する意見聴取役員会（オンライン） 校長研修会 管理訪問 所課長訪問 第114回笠間の菊まつり 開場式 第2回市町村教育委員会教育長会議(オンライン) 第2回茨城県文化審議会 笠間おもてなしキッズ養成講座 |
| 11月 | 台湾バナナ贈呈式 第5回笠間市こども理科自由研究プレゼン大会 第18回B&G全国教育長会議 笠間市学校運営協議会研修会 総合計画策定委員会 管内市町村教育委員会教育長等会議 第58回体育研究発表実演会 市町村教育委員会協議会（オンライン） 人権教育講演会 茨城県ダイバーシティ講演会 笠間市防災推進委員会・研修会 |
| 12月 | 学校経営研修会閉講式 第34回笠間市長杯バスケットボール大会 第4回日本スケートボード選手権大会表彰式 行政改革本部会議 茨城県教育委員会委員学校視察 第16回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会 総合教育会議 校長研修会 市町村教育委員会協議会（オンライン） いじめ調査委員会 |
| 令和4年1月 | 第59回県下中学校交歓駅伝大会監督者会議 笠間市成人式 第59回県下中学校駅伝大会 校長研修会 総合計画策定委員会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 茨城県市町村教育長協議会冬期研修会（オンライン） |

| | |
|----|--|
| | オンライン学習状況視察 |
| 2月 | IT専科高校校名選定会議 管内市町村教育委員会教育長等会議 第2回いじめ防止対策委員会兼不登校対策会議 校長研修会 笠間歴史フォーラム 第2回「笠間陶芸大賞展」実行委員会 読み書き障害指導者育成研修会 笠間市学力向上研修会 給食運営委員会 算数・数学教育推進研修会 常磐大学オンラインイベント実施報告会 算数・数学オリンピック表彰式（オンライン） ICT活用教育研究会発表会（オンライン） 笠間公民館県関係者視察 総合計画策定委員会 こども育成支援センター講演会 家庭教育学級 |
| 3月 | コミュニティスクールオンライン研修会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 かさましこ日本遺産推進講演会 第4回茨城県文化審議会 ICT活用教育研究会 音楽の祭典～Spring Concert～ 偉人マンガ制作報告会 笠間市学校運営協議会連絡会議 コミュニティスクール研修会 |

第5章 外部評価対象事業資料

- 1 図書館
 (1) 図書館サービス事業

- 2 公民館
 (2) 公民館講座運営事業 (岩間)

- 3 生涯学習課
 (3) 人権教育事業

- 4 生涯学習課 文化振興室
 (4) 日本遺産推進事業

- 5 生涯学習課 スポーツ振興室
 (5) 東京2020ホストタウン推進事業

- 6 学務課
 (6) スクールソーシャルワーカー配置事業

 (7) 運動部活動指導員配置事業

- 7 学務課 おいしい給食推進室
 (8) 調理事業

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | | | |
|-------|-----------|-----|-----|
| 事務事業名 | 図書館サービス事業 | 担当課 | 図書館 |
|-------|-----------|-----|-----|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

図書館法に基づき、市民生活に必要な図書館資料（図書、記録その他必要な資料）を収集・整理・保存して、市民一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として図書館サービスを展開している。

生涯学習の時代に、市民誰もが学び、市民生活に生かせるよう各種資料をはじめ、必要な情報や学習機会の提供を行っている。

またコロナ感染拡大予防や利便性の向上を図るため、パソコンやタブレットを利用し、いつでも、どこでも、来館せずに利用できる電子書籍の提供を行っている。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

- ・昭和60年 7月 岩間町立図書館開館
- ・平成 6年10月 友部町立図書館開館
- ・平成16年 4月 笠間市立図書館開館
- ・平成18年 3月 新笠間市誕生（笠間市、友部町、岩間町合併）
- ・平成18年10月 3図書館開館時間延長
- ・平成20年10月 岩間図書館 市民センターいわま2階に移転開館
- ・平成21年 4月 全祝日開館開始
- ・平成23年 3月 3館のシステム統合 新図書館システム稼動
- ・平成25年 4月 ツイッターによる情報発信開始
- ・平成25年12月 年末の特別開館開始
- ・平成29年 4月 図書館システム更新（クラウド方式）
- ・平成30年 8月 岩間図書館リニューアル開館
- ・平成31年 2月 笠間図書館照明LED化
- ・令和 3年 1月 電子図書館を開設

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- ・図書館資料の収集（選定・発注・受入及び地域資料の収集等）
- ・図書館資料の整理、管理（データ作成・装備・修理・配架等）
- ・図書館資料の提供（貸出・相互貸借・予約・リクエスト、特集展示等）
- ・図書館資料の案内・調査（レファレンス）
- ・特集展示、ギャラリー展示
- ・各種の学習情報及び機会の提供、地域情報の提供
- ・利用促進に向けた事業の展開（おはなし会、ブックスタート、としょかん1年生など）
- ・利用促進に向けたイベントの実施（図書館クイズ、子ども読書フェスティバルなど）
- ・音訳資料の作成及び提供（ボランティア）
- ・学校との連携（資料の団体貸出、図書館見学、職場体験、図書館だよりの発行等）
- ・スキルアップ研修（職員、ボランティア）

4 教育振興基本計画における指標 [数値目標：有・無]

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|
| 図書館利用新規登録者数 | 2,140 人 | 2,160 人 | 2,244 人 | 1,922 人 | 1,094 人 | 2,087 人 | 2,210 人 | としょかん1年生事業で新1年生の登録を促進した。 小中学校タブレット導入に伴い、電子図書館利用のための小中学生の登録を促進した。 |
| 図書館蔵書点数 | 582,995 点 | 575,849 点 | 587,439 点 | 589,688 点 | 586,068 点 | 590,416 点 | 653,000 点 | 利用者のニーズに対応できる資料の整理保存を実施した。 |
| 図書館資料案内件数（レファレンス） | 6,007 件 | 7,887 件 | 6,480 件 | 9,178 件 | 5,760 件 | 6,154 件 | 5,500 件 | 分かりやすい検索・配置を整備した。 |
| 公式ツイッターフォロワー数 | 1,953 件 | 2,233 件 | 2,785 件 | 2,489 件 | 2,667 件 | 2,827 件 | 3,800 件 | イベントや資料等に関する情報発信に努めた |
| 団体貸出数 | 9,942 点 | 12,986 点 | 14,025 点 | 16,122 点 | 17,615 点 | 15,217 点 | 11,000 点 | 資料の充実を図り、施設や児童クラブ等に資料の提供を実施した。 |
| 学校等への貸出点数 | 6,379 点 | 5,036 点 | 4,800 点 | 4,505 点 | 5,261 点 | 3,766 点 | 4,800 点 | 資料の充実を図り、授業に必要な資料の提供を実施した。 |
| おはなし会・読書フェスティバル参加者数 | 2,368 人 | 2,194 人 | 2,250 人 | 2,383 人 | 545 人 | 888 人 | 2,300 人 | 定期的におはなし会を実施した。 |
| 年間50冊以上の本を読んだ児童の割合（小4～6年生） | 69.1 % | 62.4 % | 66.5 % | 58.0 % | 55.8 % | 55.2 % | 75.2 % | 学校との連携による児童の読書の習慣化を図った。 |
| 図書館入館者数 | 599,609 人 | 498,056 人 | 479,773 人 | 495,679 人 | 314,446 人 | 328,237 人 | 625,000 人 | 特集やイベント等を実施して入館者増加を図った。 |
| ギャラリー利用団体数（稼働率） | 100.0 % | 100.0 % | 100.0 % | 97.2 % | 69.4 % | 70.5 % | 100.0 % | ギャラリーや関係資料提供により、各団体の活動を支援した。 |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|----------|-------------|------------------------|
| 人件費 | 72,016,822 | 会計年度任用職員 30 名分 |
| 需用費 | 27,934,396 | 光熱水費、新聞雑誌購読料等 |
| 役務費 | 841,192 | 通信費 |
| 委託料 | 19,685,795 | 施設保守、図書館システム保守等 |
| 使用料及び賃借料 | 14,189,752 | 図書館システム及び電子書籍ライセンス使用料等 |
| 備品購入費 | 23,545,832 | 図書館資料購入等 |
| その他 | 736,212 | 負担金等 |
| 合 計 | 158,950,001 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

- ・ 県内 44 市町村中、37 市町村 55 館で実施
- ・ 電子図書館 県内 44 市町村中、13 市町村で実施（R4.3.31 現在）

7 今後の課題・方向性

- ・ 利用者のニーズに合った資料の充実と効率的な図書館運営
- ・ 子ども読書活動の推進
- ・ 電子図書資料の利用促進
- ・ 友部図書館のあり方の検討

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

- ・ 利用者に制限を設けていないため、市外、県外の利用者も多い。
- ・ 貸出点数（視聴覚資料を除く）が無制限など、利用者の利便性を重視した運営を行っている。
- ・ 笠間市史に関連する郷土資料や笠間焼に関する資料の収集を積極的に行っている。

9 関係法令

- ・ 図書館法
- ・ 文字・活字文化振興法
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | |
|-------|---------------|
| 事務事業名 | 公民館講座運営事業（岩間） |
|-------|---------------|

| | |
|-----|-----|
| 担当課 | 公民館 |
|-----|-----|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

市民の教養の向上や健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的とするため、同事業を実施した。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

岩間公民館において、地域性や独自性を活かした各種講座を企画し、市民を対象に募集を行い、公民館施設内での学習や、公民館外の施設等での移動学習を実施した。

講座の内容については、歴史・趣味・健康づくり・生きがいくくり等多種多様な内容とした。

令和2年度からオンライン講座（料理教室、夏休み講座ほか）を開始した。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

| | | | |
|---------------------|------|-------|--------------|
| ○令和3年度実績 | 14講座 | 計27回 | 延べ受講者：4,023人 |
| 志民大学講座 | 8講座 | 延べ17回 | 延べ受講者：264人 |
| オンライン講座 | 4講座 | 4回 | 延べ受講者：3,665人 |
| 子ども大学講座 | 1講座 | 延べ5回 | 延べ受講者：74人 |
| サマースクールチャレンジ（夏休み講座） | 1講座 | 1回 | 延べ受講者：20人 |

4 教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------------|---------------------------|--------------|--|
| 公民館利用者数 | 160,000 人 | 131,700 人 | 143,061 人 | 148,042 人 | 55,241 人 | 98,095 人 | 195,000 人 | 各種講座の開設や学習機会、学習情報の充実、強化を図ることで、公民館利用者の増加を狙う |
| 公民館講座数 | 54 講座 | 53 講座 | 41 講座 | 44 講座 | 32 講座 オンライン 講座含む | 44 講座 オンライン 講座含む | 57 講座 | 各種講座数の増加を狙う |
| 公民館講座参加 人数 | 4,500 人 | 3,657 人 | 3,486 人 | 2,995 人 | 6,986 人 | 26,630 人 | 4,700 人 | 各種講座への参加者の増加を狙う |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|----------|---------|---------------|
| 報償費 | 179,000 | 講師謝礼 |
| 旅費 | 0 | 移動学習旅費 |
| 需用費 | 55,841 | 消耗品費、食材費 |
| 役務費 | 40,900 | 通信運搬費 (切手、葉書) |
| 使用料及び賃借料 | 0 | バス借上料 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | 275,741 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況 (類似事業に取り組んでいるか。)

水戸市など県内の市町村で同様に実施されている。

例) 料理教室、食育教室、文学教室、植物教室、ウォーキングなど

7 今後の課題・方向性

全世代を対象に講座を開講しているが、年代的に60代以上の方がほとんどである。

市民が生涯にわたって、多様に学び続ける学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域づくりに生かすことのできるような講座の内容を検討する。

8 その他 (当該事務事業に特徴的な事項)

- ・大学等教育機関と連携し、専門性を持つ講師 (大学教授等) の派遣に協力いただいている。
- ・地元企業にもそれぞれの専門分野において、市民の学びに協力いただいている。

9 関係法令

・社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | | | |
|-------|--------|-----|-------|
| 事務事業名 | 人権教育事業 | 担当課 | 生涯学習課 |
|-------|--------|-----|-------|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）や「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）などを踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。また、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められている。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権問題に対する理解と認識を深めるために、一般市民、学校関係者、各種団体関係者を対象に、講演会を開催してきた。

平成30年度 石黒由美子氏 「夢をあきらめない」 ※人権週間記念フェスタと共同開催 500名
 令和元年度 池田清彦氏 「少しの努力でできる子を育てる」 ※水戸生涯学習センターと共同開催 275名
 令和2年度 一龍齋春水氏 「中村久子伝～生きること、生かされていること～」 141名
 令和3年度 三阪洋行氏、庄子健氏 「パラリンピックを通してスポーツがくれたおくりもの」
 ※社会福祉課の人権啓発活動地方委託事業（法務省再委託事業）と共同開催 325名

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

内容

○令和3年度

期日 令和3年11月21日（日）13時30分～15時30分

対象 一般市民、学校関係者、各種団体関係者

内容 ・市内中学校生徒による人権教育作文発表と芝居を交えた人権発表、高校生会による活動報告
 ・パラリンピック出場経験がある講師を招いての講演会
 演題『パラリンピックを通してスポーツがくれたおくりもの』
 講師 三阪洋行氏、庄子健氏

成果

- ・発表および報告については、活動を通しての気づきや感想を生徒自身の言葉で表現した。聴衆からは拍手や歓声が上がり、若い世代が感じている思いを会場参加者とオンライン視聴者とで共有することができた。
- ・講演会については、講演を通して障害を負った経緯やパラスポーツに挑戦した気持ちなどを聞き、広い視野で物事を考えるきっかけができた。体験では、車いす同士でぶつかる「車いすラグビーのタックル」を数名が体験し、その独特の魅力に気付くことができた。

4 教育振興基本計画における指標〔数値目標： 春 ・ 無〕

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|-----|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|----------|---------|------------|
| 人権教育事業 | | |
| 報償費 | 200,000 | 講師謝礼 |
| 需用費 | 3,000 | 食糧費 |
| | | |
| 社会福祉課 予算 | | |
| 報償費 | 200,000 | 講師謝礼 |
| 需用費 | 265,320 | 消耗品費、印刷製本費 |
| | | |
| | | |
| 合 計 | 668,320 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

人権教育に関する事業は県内全市町村で行っている。主な形態としては、一般市民および学校関係者等に対する研修会や保護者等に対する家庭教育学級が多い。笠間市では、家庭教育事業は別事業として行っている。一般市民を含む大規模な講演会を行っているのは、令和3年度は10市町村程度である。

7 今後の課題・方向性

課題

- ・コロナ禍の影響も重なり、参加者確保がさらに難しくなっている。
- ・取り組むべき人権課題の選定について、社会情勢や住民の希望を十分に反映できていない。

方向性

- ・会場参加に加えてオンライン配信を併用し、様々な参加形態の要望に応じていく。
- ・様々な人権課題について偏りが出ないようにテーマ・講師を慎重に検討する。また、今後、他の課を含む他事業と重複が出ないように、事前の調整をしていく。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

市内各学校や団体との連携・協力のもとに進めている。

9 関係法令

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月）
- ・人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月 閣議決定）
- ・人権教育の指導法等の在り方について 第三次とりまとめ（平成20年3月）
- ・茨城県人権施策推進基本計画（平成16年2月）
- ・第二次茨城県総合計画 2022-2025（令和4年2月）

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | |
|-------|----------|
| 事務事業名 | 日本遺産推進事業 |
|-------|----------|

| | |
|-----|-------------|
| 担当課 | 生涯学習課 文化振興室 |
|-----|-------------|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

笠間焼に限らず、焼き物業界が低迷する状況であつた。そんな折、令和元年7月に益子町から、「県境を挟んで近接し、陶器の産地としてゆかりのある本市と共に認定を目指したい」との申し入れがあり、目的が一致したことから、令和2年1月の日本遺産申請に向け連携して取組みを進めることになる。そして、同6月に全国で104のストーリーの一つとして認定を受けた。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

日本遺産とは、文化庁が平成27年に創設した制度で、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外へ戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものである。

日本遺産事業は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を地域独自のストーリーで「面」としてつなぎ、活用・発信することで、観光としての集客を増進することで地域活性化を図ることを目的としている。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

本事業は、かさましこ日本遺産活性化協議会と、笠間市が単独で実施する事業の2種類があります。

- 1.事業主体 : かさましこ日本遺産活性化協議会
 協議会構成団体 : 益子町、笠間市、両市町の経済団体、歴史関連団体等の15団体
 事務局 : 益子町生涯学習課及び笠間市生涯学習課

R3年度の主な実施事業と成果等

<人材育成分野>

- ①日本遺産ガイド・コーディネーター育成講習会実施業務 講習会5回開催。参加者45名。
 ②日本遺産着地型旅行商品開発業務 旅行商品3商品開発。体験会の応募15名あつたが中止（コロナ）。

<普及啓発分野>

- ③日本遺産推進シンポジウム等開催事業 益子：日本遺産セミナー3回開催。笠間：講演会開催90名参加。
 ④日本遺産関連商品開発促進事業 受講生10組。28点の試作品を開発。
 ⑤ラーニングパッケージ推進事業 講演及びワークショップ3回開催。参加者20名。
 ⑥かさましこ文化財公開事業 益子会場：6箇所 参加者986名。 笠間会場：6箇所 参加者1,099名。
 ⑦かさましこ推奨店事業 地域自慢の飲食店・陶器販売店123店舗参加。

<情報コンテンツ作成分野>

- ⑧日本遺産プロモーション動画制作事業 YouTubeや地域内デジタルサイネージで公開。
 ⑨日本遺産ブランド力強化のための動画制作及び番組放送事業 テレビ放送等で「日本遺産」の魅力発信。
 ⑩日本遺産子ども版ストーリーブック制作事業 子ども向けに冊子を作成し地域内小中学校等で配布。
 など

2.事業主体 : 笠間市（単独事業）

- ①日本遺産構成文化財サポート補助金 7件の施設の整備や改修等に補助。

4 教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|-----|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| | | | | | | | | |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|--------------------------------|------------|-------------------------|
| 【笠間市 直接経費 歳出】 | | |
| 日本遺産推進事業 | 8,534,472 | |
| 負担金 | 4,137,249 | かさましこ日本遺産活性化協議会負担金 |
| 補助金 | 3,287,000 | 日本遺産構成文化財サポート補助金 |
| その他 | 1,110,223 | 職員手当等、旅費、需用費 |
| | | |
| 【かさましこ日本遺産活性化協議会 歳入・歳出】 | | |
| 笠間市負担金 | 4,137,249 | かさましこ日本遺産活性化協議会負担金 |
| 益子町負担金 | 3,318,722 | かさましこ日本遺産活性化協議会負担金 |
| 国庫補助金 | 16,920,768 | 文化芸術振興費補助金、文化資源活用事業費補助金 |
| 事業収入等 | 406,086 | 事業収入、繰越金 |
| 歳入合計 | 24,782,825 | |
| 事業費 | 24,069,832 | 人材育成、普及啓発、情報コンテンツ作成事業 |
| 総務費 | 306,907 | 事務費等 |
| 繰越金 | 406,086 | 次年度へ繰越 |
| 歳出合計 | 24,782,825 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

茨城県内では、笠間市の他、水戸市が平成27年度に「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」で、牛久市が令和2年度に「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」で、日本遺産に認定されています。

7 今後の課題・方向性

- ・地域が潤う事業展開が必須のため、新たな事業提案が課題。
- ・令和4年度が国補助がある最終年度。今後かさましこ日本遺産活性化協議会の自主財源の確保が課題。
- ・まだまだ認知不足のため、認定ストーリーや構成文化財のPRはもちろんのこと、地域ならではの資源を活用した効果的なPRを実施していきたい。
- ・茨城県内認定の3市が連携した取組を実施し、認知向上を図る。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

今まで保存に力を入れてきた文化財を、両地域ならではの文化である笠間焼・益子焼をつないでストーリーに仕立てているのが特徴的。この日本遺産ブランドを活用し、今後益子町とどう新しい事業を展開し、連携を図って行くかが難しいところ。

9 関係法令

かさましこ日本遺産活性化協議会規約
笠間市日本遺産構成文化財サポート補助金交付要綱

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | | | |
|-------|------------------|-----|---------------|
| 事務事業名 | 東京2020ホストタウン推進事業 | 担当課 | 生涯学習課 スポーツ振興室 |
|-------|------------------|-----|---------------|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的にホストタウン推進要綱を施行し、住民等と大会等に参加するために来日する選手等との交流を通じて、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとする地方公共団体をホストタウンとして登録し、財政面や情報提供などの支援を行い、ホストタウンを推進した。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

2013年9月に、オリンピックが東京開催が決定、2015年9月にホストタウン推進要綱が施行され、2016年のタイのホストタウン登録を皮切りに、2017年のエチオピア、2018年の台湾、そして、オリンピック開催年の2021年には、アメリカとフランスのホストタウンとして国に登録された。

これまで市のスポーツ施策は、市民運動会（現在は実施なし）に代表されるように、主に市民など「インナー」を対象としていたが、オリンピック開催の決定を契機に、外国を含む市外「アウター」を対象とした施策にも力を入れることとなった。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

※詳細別添「笠間市ホストタウン等事業報告書」参照

- ・タイ（ゴルフ：2016年6月登録）陶芸分野における連携及び協力：技術者の派遣、研修生受入れ
- ・エチオピア（陸上競技：2017年7月登録）駐日大使館との交流：エチオピア陸連会長（五輪金メダリスト）による中学生陸上競技教室、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会での交流、市内中学生選手と指導者をエチオピアに派遣
- ・台湾（ゴルフ：2018年2月登録）台湾ゴルフ協会との交流、県内大学への台湾留学生交流会開催、
- ・アメリカ（スケートボード：2021年3月登録）駐日大使館とオンラインによる交流
- ・フランス（スケートボード：2021年4月登録）駐日大使館との交流、事前キャンプ受入れ（公開練習2回）

■主な成果

- ・中学生時にエチオピアに派遣された女子生徒は、その後、高校で、全国大会レベルの選手として活躍。
- ・仏国スケートボードチームの事前キャンプ実施により、スケートパークかさまの認知度が向上した。
- ・ホストタウン相手国との関係強化が図られた。

4 教育振興基本計画における指標〔数値目標： 有 ・ 無〕

| 指標名 | H28 基準 値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|----------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1年間に運動やスポーツに関わった人の割合 | なし | 31.0 % | 30.0 % | 36.9 % | 45.0 % | 55.4 % | 50.0 % | ボランティア募集 |

【数値：約40,000人／人口72,259人（大会等参加選手及びボランティア、観客等の推定人数）】

※令和3年度体育施設利用人数約240,000人×2/12か月で換算

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|--------------------|------------|-------------------------------|
| 東京2020ホストタウン推進事業 | 1,767,039 | |
| (関連事業) | | |
| スポーツ国際交流推進事業 | 1,849,593 | エチオピア人陸上指導者 アベベ・メコネン (2年間) |
| 東京2020事前キャンプ交流推進事業 | 13,332,811 | 基本合意書締結 台湾、アメリカ、フランス |
| 東京2020聖火リレー応援事業 | 4,934,920 | 2021.7.4 2.5km 13区間 |
| 合 計 | 21,884,363 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況 (類似事業に取り組んでいるか。)

| |
|--|
| <p>■県内ホストタウン登録状況 茨城県・銚田市・日立市・結城市・古河市・龍ヶ崎市・下妻市・つくば市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・坂東市・稲敷市・桜川市・行方市・神栖市・城里町・境町</p> <p>■県内ホストタウンでの事前キャンプ実施状況 (大会直前・大会中) 茨城県・水戸市・ひたちなか市 (ベルギー：陸上等13競技) / 茨城県・つくば市 (スイス：陸上・トライアスロン・マウンテンバイク・柔道) / 古河市 (米国：空手) / 結城市 (カザフスタン・空手) / 龍ヶ崎市 (米国：柔道) / 下妻市 (ブルンジ：パラ) / 笠間市 (仏国：スケートボード) / 潮来市 (ベルギー：ボート・カヌー、スウェーデン：ボート・カヌー・パラカヌー、ナミビア：ボート、ノルウェー：ボート・パラボート) / 稲敷市 (オーストラリア：トランポリン) / 神栖市 (チュニジア：カヌー) / 境町 (アルゼンチン：柔道・ホッケー・バレーボール)</p> |
|--|

7 今後の課題・方向性

| |
|--|
| <p>聖火リレー開催地となるほか、ホストタウンとして各国と交流を続ける中で、台湾ゴルフ協会との関係が深まり、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会が、アベベ・ビキラメモリアル大会となった。また、ムラサキパークでフランススケートボードチームの事前キャンプが行われるなど、オリンピックレガシーが生まれた。</p> <p>今後も、ハーフマラソンの開催や、台湾小学生とスナッグゴルフを通じた交流を開始することなどにより、このレガシーを継承し、また、各国大使館などを通じて交流を継続していく。</p> |
|--|

8 その他 (当該事務事業に特徴的な事項)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、事前キャンプにおいて、いわゆる「バブル方式 (滞在は宿泊施設・練習施設のみ)」を実施したため、市民との直接的な交流事業を行うことができなかった。 ・在エチオピア日本大使館の伊藤大使との交流などが、外務省を通じてスポーツ庁に情報提供されたことなどから、市長が、国の機関である「第4期スポーツ審議会」の委員に就任。 |
|---|

9 関係法令

| |
|--|
| <p>スポーツ基本法 (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第十九条 (略) スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホストタウン推進要綱 |
|--|

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | | | |
|-------|-------------------|-----|-----|
| 事務事業名 | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 担当課 | 学務課 |
|-------|-------------------|-----|-----|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

・学校現場における児童生徒のいじめ、不登校、問題行動や家庭環境における問題等の解決に向け、教育・福祉の両面で専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関とのネットワークの構築や連携を強化するため。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

- (1) 平成28年度より、3名を雇用し、令和3年度で6年となる
- (2) 問題を抱える児童生徒の状況把握
- (2) 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム支援体制の構築・支援
- (4) 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- (5) 市教育委員会教育長が必要と認めた事項

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- (1) 不登校児童生徒との教育相談の実施
- (2) 不登校児童生徒の保護者との相談および、関係機関との連絡・調整
- (3) 市こども福祉課、市こども育成支援センター、市教育支援室との連携および、情報交換
- (4) 不登校を含めた問題行動における校内ケース会議への参加
- (5) 令和3年度学校への延べ訪問数 919回
- (6) 令和3年度家庭訪問数 のべ303軒

4 教育振興基本計画における指標〔数値目標： 有 ・ 無〕

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R4 目標 | 具体的な取組 |
|----------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 不登校（30日以上）児童の割合（小学生） | 0.65 % | 0.83 % | 1.16 % | 1.16 % | 0.93 % | 1.60 % | 1.50 % | 早期発見・早期対応 |
| 不登校（30日以上）生徒の割合（中学生） | 4.0 % | 3.79 % | 3.63 % | 4.22 % | 4.91 % | 7.30 % | 7.0 % | 早期発見・早期対応 |
| | | | | | | | | |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|-----------------|------------|------------|
| スクールソーシャルワーカー報酬 | | 会計年度任用職員3名 |
| 報酬 | 9,750,000 | 報酬 |
| 共済費 | 1,215,846 | 社会保険料 |
| 旅費 | 197,760 | 通勤費用弁償 |
| 需用費 | 28,234 | 消耗品費、印刷製本費 |
| 負担金補助及び交付金 | 32,000 | 研修負担金 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | 11,223,840 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

・小美玉市教育委員会、ひたちなか市教育委員会においても市独自で3名のスクールソーシャルワーカーを配置している。いじめや不登校児童生徒を含め、学校だけでは解決が困難なケースの対応に積極的にかかわっている。

7 今後の課題・方向性

・スクールソーシャルワーカーの業務内容における、家庭訪問の実施が勤務時間外になることや、発達障害のある児童への支援、その保護者とのかかわりが年々増加傾向にある。
・学校からの派遣要望の高さや関係機関との連絡・調整のコーディネートなど、重要な役割を担っている。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

・文部科学省によると、児童生徒が置かれている環境が複雑であり、多岐にわたることから、学校内あるいは学校の枠をこえて、関係機関との連携を一層強化することが必要であることから、コーディネート役としてのスクールソーシャルワーカーの活用が求められていると述べている。

9 関係法令

・学校教育法施行規則
第六十五条の四 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | |
|-------|--------------|
| 事務事業名 | 運動部活動指導員配置事業 |
|-------|--------------|

| | |
|-----|-----|
| 担当課 | 学務課 |
|-----|-----|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

社会情勢等の変化により、教育現場における課題が複雑化、多様化し、教員の負担が増大している。そうした中、中学校教員が部活動にかかる時間が増えてきたり、競技経験のない教員が顧問を任せられ、負担感を感じたりし、部活動の顧問に係わる問題が増大したことから、専門的な指導及び大会引率、保護者対応等ができる部活動指導員を制度化し、教員の負担軽減を図り、教職員が教育活動に専念する環境を確保するとともに生徒の競技力、技術力の向上を図る。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

令和元年度から導入している。
令和元年度は非常勤職員として採用、令和2年度からは会計年度任用職員としての採用となっている。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

部活動指導員は、学校職員の身分を有し、部活動の「顧問」として、技術指導、大会引率等を行う。

- ・身分－笠間市会計年度任用職員
 - ・任用期間－任用の日から2月末まで（再任用可）
 - ・勤務時間－平日2時間以内 休日3時間以内
 - ・報酬－1時間当たり1,600円（年間210時間以内）
 - ・実施中学校－友部中2名（陸上部・柔道部※岩間中も指導） 友部二中1名（剣道部）
岩間中1名（柔道部※友部中も指導） みなみ学園1名（女子バスケットボール部）
- 生徒は、専門性の高い指導を受けることで効果的に体力、技術力が向上している。
教員は、授業の準備や生徒と向き合う時間の確保につながり、教育の充実につながっている。

4 教育振興基本計画における指標〔数値目標： 有 ・ **無**〕

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|-----|------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----|
| 歳入 | | |
| 運動部活動指導員配置事業補助金 | 830,700 | |
| 歳入合計 | 830,700 | |
| 歳出 | | |
| 報酬 | 1,289,600 | 4名分 |
| 歳出合計 | 1,289,600 | |
| | | |
| | | |
| | | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

県内44市町村のうち、27市町村で取り組んでいる。
水戸地区の状況：導入していないのは、那珂市、常陸大宮市、大子町の3市町でそれ以外は、導入済み。

7 今後の課題・方向性

令和3年度においては、4中学校、5部活動において、4名（延べ5名）の部活動指導員を活用している。（令和4年度も同様）
今後は、導入していない中学校や部活動にも拡大していくことが期待されている。
また、本事業の効果的な周知や、指導できる人材の発掘や確保が課題として挙げられる。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

令和5年度から中学校部活動の地域移行を段階的に進めていくことになる。地域移行の移行期としても、部活動指導員を積極的に活用することが有効であると考えられる。

9 関係法令

- 学校教育法施行規則
第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | |
|-------|----------------|
| 事務事業名 | 調理事業（笠間給食センター） |
|-------|----------------|

| | |
|-----|------------------------------|
| 担当課 | 学務課おいしい給食推進室 （笠間学校給食センター） |
|-----|------------------------------|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

学校給食は、発育期にある児童・生徒にバランスの取れた食事を提供し、児童・生徒の健全な発達に資するとともに、生涯に渡り望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度・能力を育成する、食育および健康教育である。そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安心・安全な給食を提供する。それとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む（地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等）

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

昭和45年4月給食センター業務開始
平成24年度に改築し平成25年4月より供用開始
平成25年度学校給食センターの調理業務委託

- ・市内全校への米飯提供開始
- ・衛生管理講習会等の実施
- ・給食従事者の学校給食に係る各種研修・講習会等への参加
- ・笠間地区8名による地元生産物（野菜）の納入

3 事務事業の具体的内容

- ・給食提供回数
笠間全地区年178回
- ・給食献立
1献立（米飯回数 週3.5回）
- ・対象校及び児童・生徒数

| 笠間地区 | ご飯及びおかず | 友部、岩間地区 | ご飯 |
|-----------------|---------|---------|--------|
| 小学校2校 | 965名 | 小学校8校 | 2,450名 |
| 中学校2校 | 484名 | 中学校3校 | 1,234名 |
| 義務教育学校 | 175名 | | |
| 教職員等（センター職員等含む） | 184名 | 教職員等 | 377名 |
| 計 | 1,808名 | 計 | 4,061名 |
- ・給食費

| | | |
|------|----|--------|
| 小学生 | 月額 | 4,210円 |
| 中学生 | 月額 | 4,620円 |
| 教職員等 | 月額 | 4,930円 |
- ・研修・講習会等
 - 学校栄養士会研修会
 - 学校給食調理員等衛生講習会（センター、県教育委員会、水戸保健所主催）
 - 茨城県学校給食共同調理場連絡協会研修会
- ・地産地消推進会議
 - 生産者、JA、栄養教諭、農政課、給食センターによる会議の実施

4 教育振興基本計画における指標 [数値目標 : 有 ・ 無]

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|--|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|---|
| 地産地消強化月間 (11月)における 地場産農産物の給食 への活用状況 | 72.2 % | 78.9 % | 85.7 % | 87.3 % | 64.9 % | 83.7 % | 64.0 % | 学校給食に地元農産物や旬の食材を取り入れ、地域の食文化や農産物に対する児童生徒の理解促進を図った。 |
| 朝ごはんの摂取率 (小学生) | 95.0 % | 96.0 % | 97.0 % | 98.0 % | 99.0 % | 90.5 % | 100.0 % | 生活リズムを整え、栄養バランスのよい朝食をとり、元気に登校するよう指導した。 |
| 朝ごはんの摂取率 (中学生) | 92.0 % | 94.0 % | 96.0 % | 98.0 % | 100.0 % | 86.9 % | 100.0 % | |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内 容 | 金 額 (円) | 備 考 |
|------------|-------------|------------------------------------|
| 需用費 | 98,268,476 | 燃料費 (LPガス)、光熱水費 (電気・水道料)、賄材料費 (食材) |
| 委託料 | 66,693,000 | 調理業務委託料 |
| 負担金補助及び交付金 | 37,000 | 県学校栄養士協議会負担金 県学校給食共同調理場連絡協議会負担金 |
| 合 計 | 164,998,476 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況 (類似事業に取り組んでいるか。)

県内に、51施設の学校給食共同調理場があり、近年は、調理業務委託が進んでいる。調理員が正職員のみでの調理場はない。正職員と正職員外 (嘱託、臨時、パート) あるいは正職員外 (2調理場) で行っている。
 ※令和4年度 茨城県学校給食共同調理場連絡協議会調べによる。
 「茨城をたべよう運動推進協議会」として県、農林水産省 関東農政局水戸地域センター、県内44市町村、その他協力団体141団体等

7 今後の課題・方向性

食中毒の問題で給食が供給できないといった事態や危険異物の混入を招かぬよう調理員に対する衛生管理面の指導や研修を徹底し、より安心・安全な給食の提供を図る。
 学校・生産者・JA・行政等での連携を図り、地域全体での地産地消の推進を図る。

8 その他 (当該事務事業に特徴的な事項)

地産地消の取り組みにおいては、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、さらには郷土愛を育むなど、食育効果の高まりにつながるものと考えられる。

9 関係法令

学校給食法

事務事業概要説明資料（令和3年度実施事業）

| | |
|-------|----------------|
| 事務事業名 | 調理事業（岩間給食センター） |
|-------|----------------|

| | |
|-----|------------------------------|
| 担当課 | 学務課おいしい給食推進室 （岩間学校給食センター） |
|-----|------------------------------|

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

学校給食は、発育期にある児童・生徒にバランスの取れた食事を提供し、児童・生徒の健全な発達に資するとともに、生涯に渡り望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度・能力を育成する、食育および健康教育である。そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安心・安全な給食を提供する。それとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む（地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等）

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

本体工事：平成12年 8月～平成13年 2月
 外構工事：平成13年 6月～平成13年10月
 供用開始：平成14年 4月より
 平成25年度より学校給食センターの調理業務委託
 ・衛生管理講習会等の実施
 ・給食従事者の学校給食に係る各種研修・講習会等への参加
 ・岩間地区10名による地元生産物（野菜）の納入

3 事務事業の具体的内容

- ・給食提供回数
年178回
- ・給食献立
1献立（米飯回数 週3.5回）
- ・対象校及び児童・生徒数

| | |
|-----------------|--------|
| 小学校3校 | 637名 |
| 中学校1校 | 369名 |
| 教職員等（センター職員等含む） | 124名 |
| 計 | 1,130名 |
- ・給食費

| | | |
|------|----|--------|
| 小学生 | 月額 | 4,210円 |
| 中学生 | 月額 | 4,620円 |
| 教職員等 | 月額 | 4,930円 |
- ・研修・講習会等
 - 学校栄養士会研修会
 - 学校給食調理員等衛生講習会（センター、県教育委員会、水戸保健所主催）
 - 茨城県学校給食共同調理場連絡協会研修会
- ・地産地消推進会議
 - 生産者、JA、栄養教諭、農政課、給食センターによる会議の実施

4 教育振興基本計画における指標 [数値目標 : 有 無]

| 指標名 | H28 基準値 | H29 実績 | H30 実績 | R元 実績 | R2 実績 | R3 実績 | R3 目標 | 具体的な取組 |
|--|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|---|
| 地産地消強化月間 (11月)における 地場産農産物の給食 への活用状況 | 72.2 % | 78.9 % | 85.7 % | 87.3 % | 64.9 % | 83.7 % | 64.0 % | 学校給食に地元農産物や旬の食材を取り入れ、地域の食文化や農産物に対する児童生徒の理解促進を図った。 |
| 朝ごはんの摂取率 (小学生) | 95.0 % | 96.0 % | 97.0 % | 98.0 % | 99.0 % | 90.5 % | 100.0 % | 生活リズムを整え、栄養バランスのよい朝食をとり、元気に登校するよう指導した。 |
| 朝ごはんの摂取率 (中学生) | 92.0 % | 94.0 % | 96.0 % | 98.0 % | 100.0 % | 86.9 % | 100.0 % | |

5 事務事業の決算状況

○令和3年度決算状況

| 内容 | 金額(円) | 備考 |
|------------|-------------|------------------------------------|
| 需用費 | 60,450,741 | 燃料費(LPガス)、光熱水費(電気・水道料)、賄材料費(食材) |
| 委託料 | 40,923,667 | 調理業務委託料 |
| 負担金補助及び交付金 | 19,000 | 県学校栄養士協議会負担金 県学校給食共同調理場連絡協議会負担金 |
| 合計 | 101,393,408 | |

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況(類似事業に取り組んでいるか。)

県内に、51施設の学校給食共同調理場があり、近年は、調理業務委託が進んでいる。調理員が正職員のみでの調理場はない。正職員と正職員外(嘱託、臨時、パート)あるいは正職員外(2調理場)で行っている。
※令和4年度 茨城県学校給食共同調理場連絡協議会調べによる。
「茨城をたべよう運動推進協議会」として県、農林水産省 関東農政局水戸地域センター、県内44市町村、その他協力団体141団体等

7 今後の課題・方向性

食中毒の問題で給食が供給できないといった事態や危険異物の混入を招かぬよう調理員に対する衛生管理面の指導や研修を徹底し、より安心・安全な給食の提供を図る。
学校・生産者・JA・行政等での連携を図り、地域全体での地産地消の推進を図る。

8 その他(当該事務事業に特徴的な事項)

地産地消の取り組みにおいては、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、さらには郷土愛を育むなど、食育効果の高まりにつながるものと考えられる。

9 関係法令

学校給食法

第6章 参考資料

笠間市教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成22年9月17日
教育委員会告示第16号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、第三者による点検及び評価を実施することにより、教育行政に対する透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たすため、笠間市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会が実施する施策や事業等の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に見識を有するものの中から教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会において関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

笠間市教育委員会組織機構図

